

公立大学法人下関市立大学職員定数規程

平成 20 年 10 月 1 日

規 程 第 39 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日規程第 27 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学における職員の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 公立大学法人下関市立大学就業規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する教員 65 人
- (2) 公立大学法人下関市立大学就業規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事務職員及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則第 3 条第 2 号に規定する事務職員（臨時有期雇用職員を除く。） 50 人

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(平成 22 年度までの教員の定数の特例)

2 この規程の施行の日から平成 22 年度までの教員の定数は、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、60 人とする。

附 則 (平成 21 年 7 月 1 日規程第 27 号)

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。